

令和3年3月18日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

---

令和3年3月18日（木曜日）

---

出席委員（6名）

委員長 村松秀雄君

副委員長 平吹俊雄君

委員 吉田眞悦君

福田淑子君

鈴木宏通君

千葉一男君

---

欠席委員（なし）

---

委員外議員 我妻 薫君

議長 大橋 昭太郎君

---

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課課長補佐 門 間 裕 匡 君

企画財政課長 佐 野 仁 君

---

議会事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊 藤 美 穂 君

---

令和3年3月18日（木曜日） 午後4時50分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議について

- 1) 追加議案等について

報告 1 件

議案 1 件（補正予算 1 件）

議員発議 2 件

2) 日程追加について

3) 議員派遣について

4 その他

5 閉 会

午後4時50分 開会

○委員長（村松秀雄君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

大変お疲れさまでございました。

当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

また、委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。

本日は、議長からの諮問、追加議案についてということで、3件の諮問が参っております。

1つ目の追加議案等についてを審議いたしたいと思っております。

今日は総務課長さん代理の補佐さんと企画財政課長さんが出席されております。

それでは、執行部のほうから説明をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 連日の審査、お疲れさまでございます。

引き続き御審議のほうをお願いしたいと思います。

今、委員長から御紹介ありましたとおり、総務課長は家族に御不幸があったということで、本日は門間課長補佐が出席させていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

今回、追加議案提出に当たりまして、提出させていただきましたのは報告1件、補正予算の議案1件となっております。

座って説明させていただきます。

まず、報告第20号専決処分の報告についてでございます。議案書につきましては1ページから、資料編につきましては1ページでございます。

学校給食費及び町営住宅家賃の支払いの請求に関する訴えの提起に関する専決処分であります。

本件につきましては、債務者が平成29年度からの学校給食費6万1,000円及び町営住宅家賃94万9,400円を滞納しておりました。

支払督促の申立て及び訴訟までの経緯につきましては、資料編の1ページのとおりでございます。

本債権につきましては、私債権であるため、強制執行の手続を行うためには税金等の公債権と異なり、裁判所に対し支払督促の申立てを行うことにより債務名義を取得する必要があり、令和3年2月9日に古川簡易裁判所に対し、支払督促の申立てを行いました。

しかし、債務者から返済について分割払いを希望する旨の督促異議の申立てが令和3年3月1日にありましたことから、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立てが訴訟に移行

したものであります。

このことにより、令和3年3月5日付で専決処分したものであります。

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上の内容となっております。

○委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。

今の説明について、何かありますでしょうか。はい、千葉委員。

○委員（千葉一男君） 民訴の395条で訴訟になったというのは分かるんだけど、専決したものは何ですか。要するに訴訟になったからということで発生した債権を専決した、こういうことなんでしょうか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長代理。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 今回専決処分させていただいた内容については、訴えの提起、訴える行為についての専決でございます。訴訟を起こす、はい。

○委員（千葉一男君） そうのことね。そうすると、これは180条だから、議会の委任による専決だね。（「はい」の声あり）それはちゃんとあったの。

○委員長（村松秀雄君） 総務課長代理。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） こちらにつきましては、平成28年3月23日付の専決処分事項というところございまして、こちらの5の（1）ということで、支払督促の申立てにより履行を請求した場合において、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立てが訴えの提起とみなされるときということで、専決いただいている内容でございます。

○委員（千葉一男君） はい、分かりました。ちょっとそれだけ気になったの。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 今の千葉さんじゃないけれども180条の、報告のみということなので、ちょっと今確認をさせていただきたいんだけど、この方は給食費と町営住宅を納付相談によって分割納付というふうにしますと来たのはいつで、そして、にもかかわらず不履行が多くということで、実際どれくらいの約束を守った方だったかということをまず。分かる。

○委員長（村松秀雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） それでは、今の御質問についてなんですけれども、まずこの方、一番最初に町営住宅の関係で分納誓約の約束をしたのが平成30年の8月8日でございます。この際の履行状況につきましては、1回納付したきりということで、1回しか履行されな

かったと。

○委員（吉田眞悦君） 1回しか納付していないの。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） はい。という状況でございます。

その後、再度、31年の2月19日に相談をしたところ、一時的にまとまった金額は納付したものの、翌4月からの分がまるきり納付がなくて、そのまま不履行といった状況です。

三度目が令和元年の7月16日、また来庁して、分納の約束をしたというところでしたけれども、こちらについては1回の納付もなく不履行といったような状況でございました。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） このような、結局裁判所のほうへ出すということは、1つ言えば、言葉は大変申し訳ないけれども、まず今まで3回もそうやって分納誓約を取りながらなかなか約束を守れないと。ちょっと悪意というかね、そういうような捉え方をされてしまうということなんだろうけれども、実際生活実態を当然確認はしているんだろうから、払えるという、能力はある人だという見方をしているということではないですか。

○委員長（村松秀雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 担当しました徴収対策課のほうでは、回収の見込みがあるということをお前提にして、支払督促による履行の請求をしているというところが前提となっております。（「あともう一つだけ」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 相手方なんだけれども、今は大崎市に住まいを移しているんだろうけれども、これ結局女性及び男性ということは、それぞれ違うのかな、ものが。ものというか、給食費とか家賃とか。どうなんだろう。

○委員長（村松秀雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） こちらの方は御夫婦でいらっしゃるしまして、通常子供の養育に関する部分ですとか生活に係る部分、日常家事の部分については連帯して負担するという民法上の規定がありますので、今回双方ですね。

○委員（吉田眞悦君） ああ、そういう意味で。そうか。（「1人じゃなくてね、御夫婦で責任と」の声あり）

○総務課課長補佐（門間裕匡君） そうですね。連帯の責任というか、というところでした。

○委員（吉田眞悦君） 分かりました。

○委員長（村松秀雄君） 福田委員。

○委員（福田淑子君） 訴えの要旨に学校給食費及び町営住宅家賃を滞納、この資料のほうでは一部を滞納となっているんですけれども、どちらが正しいんでしょう。

○委員長（村松秀雄君） 学校給食と町営住宅に係ってくるのか、町営住宅だけかということですか。

○委員（福田淑子君） いや、一部となっている。同じようにしないと駄目だと思う。概要の言葉と訴えの要旨の言葉が同じでないとおかしいですよ。一部に対しての訴えなのか。

○委員長（村松秀雄君） 一部という文字が議案書のほうには欠落しているということですね。訴えの要旨、議案書の3番目、専決処分の。

○委員長（村松秀雄君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 専決処分したもの及び議案のほうについては、学校給食費及び町営住宅家賃ということで、こちらにつきましては裁判所に訴えた名称の部分で、そのまま載せさせていただきました。

議案等の概要につきましては、学校給食費及び町営住宅家賃の一部ということで、ここは表現の部分になってしまうんですけれども、一部納めている部分もあって、遅延損害金とかそういったものしか残っていない部分もある関係で、一部という表現にさせていただいたところでございました。

○委員長（村松秀雄君） これはどうなのかな。全然納めていないという状況……、訴状の文と議案説明文ということになると……。（「概要の説明部分だから、いいんでない」「訴えはきちんと訴えて決まるけれども、うちのほうの債権としては分割もさせているんだから、一部なんだ」の声あり）

○委員（福田淑子君） 休憩してください。

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午後5時00分 休憩

---

午後5時02分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

先ほどありました訴えの要旨の学校給食費及び町営住宅家賃を滞納しているという文言と、議案等の概要、学校給食費及び町営住宅家賃の一部を滞納してきたということではありますが、文字が違うということではありますが、執行部の見解を求めます。

総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 議案等の概要につきましては、これまでの経過を示しておりますので、表記どおり町営住宅家賃の一部を滞納してきたということで、このままの表記でお願いしたいというふうに思います。

○委員長（村松秀雄君） 執行部のほうからそういう説明がございましたが、これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、このままで行かせていただきます。

次に、議案第99号の一般会計補正予算について説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 次に、議案第99号令和3年度美里町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げたいと思います。

議案書につきましては3ページから、資料編につきましては2ページからになります。

まず、議案書4ページをお開き願います。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,526万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,713万2,000円としております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

まず、歳出でございます。

議案書の15ページ、16ページをお開き願います。

2款総務費に26万8,000円追加いたしました。

1項総務管理費の情報システム費に行政イントラ光ケーブル移設修繕料26万8,000円追加いたしました。

4款衛生費に4,221万5,000円追加いたしました。

1項保健衛生費の健康増進費に農林業系廃棄物保管者等健康診査業務委託料39万9,000円追加いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策費にワクチン接種体制整備業務委託料2,132万8,000円、ワクチン接種廃棄物処理業務委託料129万1,000円、個別接種医療機関等ワクチン配送業務委託料207万9,000円、ワクチン接種予約受付システム賃借料621万5,000円、それぞれ追加いたしました。

2項清掃費の塵芥処理費に農林業系廃棄物保管養生業務委託料440万円追加いたしました。

次のページ、17ページ、18ページをお願いいたします。

6款農林水産業費に67万8,000円追加いたしました。

1項農業費に新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、農畜産業支援資金つなぎ対策



事業として新型コロナウイルス感染症対応農畜産業支援資金つなぎ対策支援金67万5,000円追加いたしました。

7款商工費に1億1,062万8,000円追加いたしました。

1項商工費に新規に新型コロナウイルス感染症対策費を設け、地域経済持続化支援事業、地域経済活動回復支援事業、中小企業振興資金つなぎ対策事業、次のページ、19ページ、20ページをお開き願います、事業再開に向けた環境づくり支援事業をそれぞれ追加いたしました。

9款消防費に147万4,000円追加いたしました。

1項消防費の非常備消防費に小型ポンプ積載車ポンプ修繕料147万4,000円追加いたしました。次に、歳入でございます。

13ページ、14ページまでお戻り願います。

14款国庫支出金に1億2,265万円追加いたしました。

2項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,430万2,000円、衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,834万8,000円、それぞれ追加いたしました。

15款県支出金に2,700万円追加いたしました。

2項県補助金の商工費県補助金に新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金2,700万円追加いたしました。

18款繰入金に560万3,000円追加いたしました。

2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に560万3,000円追加いたしました。

20款諸収入に1万円追加いたしました。

5項雑入の納付金に雇用保険料本人納付金1万円追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

○委員長（村松秀雄君） 以上、新年度予算の補正でございます。これについて今説明がありましたが、何かございませんでしょうか。はい、吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 追加補正の部分で、コロナ関係はまずその後の情勢変化で、新たないろいろ町での対応という部分、その部分だと思いますが、1つ、まだ当然3年度予算も審議中で、まだ可決したわけではないんだけど、16ページの情報システムの備品修繕、あと一番最後の消防のポンプ修理ということなんだけれども、これらは何でまだ年度当初も始まっていない中で追加しなくちゃいけないのか。その事案というのは、どういうことでこういう状況になったのかということです。

○委員長（村松秀雄君） コロナの場合は緊急性がありますのでというのはあるんだけど、そのほかの部分ではなぜ当初に入っていないのかという趣旨でございます。

○委員（吉田眞悦君） 予算措置のほうでね、考え方というかね。

○委員長（村松秀雄君） どういうことで予算をつくったのかということ。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

令和3年の当初予算につきましては、スケジュール上、1月末をもちまして予算調製のほうを行っております。その後、2か月間たちますけれども、今回は修繕業務だったんですけれども、こういう事案が発生しました。というのは、本来これにつきましては令和3年度の当初予算にしっかりと盛り込んで行いたいところですが、まず庁内情報化推進事業につきまして、当初令和2年度事業で行う計画でございましたけれども、相手方の業者さんの都合上、工期が4月1日以降に振替となったものでございます。本来ならば、こういった事案につきましては予備費のほうを活用させていただいて、実行するところでございますけれども、今回補正予算を提出するに当たりまして、しっかりとこちらのほうもお認めいただいて執行したいなという考えでございます。

あと、9款の消防団活動事業につきましても、1月21日に南郷地域で大きな火事がありました。その時点で、小型ポンプ車のポンプが故障したということで、その修繕に業者さんとの調整を行っておったわけでございますけれども、製造から期間がかなりたっているということで、修繕の部品も見つからないということでございます。今後、こちらのほうも消防活動に支障がないよう早急に修繕を行いたいことから、今回こちらの補正予算に追加させていただいた経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 仕方ないといえば仕方ないことなんだろうけれども、小型ポンプの関係については私も耳にはしていました。これ結局ポンプを交換するようになるのかな。そっくりと。

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員から、金額については全交換のことかという質疑がありましたが、いかがですか。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

故障内容が、クランクシャフトのベアリングが焼き付いて固まっているということで、しかしポンプが古く、部品の供給打切り対象品となっており、修繕できないということです、すっきり可搬消防ポンプの部分を更新する形での修繕内容となっております。（「更新ね」「空だきしてしまったんだべけれどもさ」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

○委員（吉田眞悦君） 内容は分かっているけれども、2台なの。

○委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 見積りでは、一式で部材が123万円、あと取付け、加工等が11万円の税抜きとなっております。

○委員（吉田眞悦君） 台数は分かりますか。

○企画財政課長（佐野 仁君） 多分1台だと思います。（「3台焼付けて聞いているけれども」の声あり）

○委員長（村松秀雄君） もっと詳しくは議場で質疑をしていただきます。原因はエンジン内のクランクシャフトということで、大分大変だなと。全損ですね、内容が。

○委員（吉田眞悦君） 休憩してください。

○委員長（村松秀雄君） 休憩します。

午後5時14分 休憩

---

午後5時16分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

以上で議案の説明を終わりますが、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）なければ、執行部の皆さん、大変御苦勞さまでございました。説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「ありがとうございました」の声あり）

では、引き続き2番の議員発議について行いますので、そのまま着座でお待ちください。（「失礼いたします」の声あり） どうもお疲れさまでした。

では、次に2番目の議員発議に入ります。

前回の議運で資料をお渡ししました。欠席事由、請願の押印を不要とする2点がこちらであります。また、それに伴う会議条例と会議規則の一部改正が必要となります。

内容等については、齊藤次長のほうから説明をお願いいたします。

○事務局次長兼議事調査係長（齊藤美穂君） まず、議発第5号のほうです。議会会議条例の一

部を改正する条例。

新旧対照表のほうを見ていただいでよろしいでしょうか。

第6条、会議時間なんです、これを標準に合わせたいと思い、改正させていただきます。ただし書を削りまして、2項を加える形で、2項だった部分を3項のほうに1項繰り下げるような改正を行います。

第8条が前回お話ししました請願書の記載事項の変更になって、これも標準にすっかり文字を改めさせていただきます。こちらがその条例の一部改正の中身になります。

次が、議発第6号の資料になるんですけれども、こちらは規則の一部改正になります。

こちらも新旧対照表を見ていただいでよろしいでしょうか。

2条のところが前回お話ししました欠席の届出のところで、標準に改めさせていただくところになります。

そのほかに、23条の投票のところを標準と合わせまして、職員の点呼に応じてのところを議長の指示に従って、備付けの投票箱を削除するような改正をさせていただきます。

次のページをめくっていただきまして、選挙規定の準用なんです、こちら標準どおりの記載にさせていただきます。

議員派遣は、「また、閉会中にあっては」のところなんです、美里町議会は通年になっておりますので、閉会中に議員派遣ということはないので、この議員派遣の「閉会中」のところを字句を削らせていただきました。

それから、77条です。議長及び副議長の辞職のところなんです、この3項の部分なんです、自治法の108条のところで「議会の閉会中においては議長の許可を得て辞職することができる」となっておりますので、休会中ではないということで、こちらのほうは削除させていただきました。

それと、78条の議員の辞職も第3項のほうは削るといふような形の改正をさせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（村松秀雄君） 以上、2つですね。議発第5号、第6号について齊藤次長さんから説明をいただきました。この内容について、聞きたいことがあればお願いいたします。

○委員（福田淑子君） 休憩をお願いします。

○委員長（村松秀雄君） 休憩いたします。

午後5時21分 休憩

---

午後5時26分 再開

○委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

ただいま齊藤次長から説明がありました。これをあしたの全協にて委員長説明ということでございましたので、賛成いただきたいと思います。

ほか、内容について精査するところはございますでしょうか。よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、次に日程についてに入りたいと思います。

先ほどの追加議案を入れまして、日程10から報告、議案、議発、議発、あと議員派遣なんです。この順番で皆さんよろしいでしょうか。日程追加につきまして。（「すみません、日程第9ですね」の声あり）

抜けていたね。9ね。8の次に10の日程になっておりましたので、10を9ということで繰り上げて、最後が13ということに修正をさせていただきますので、御了解いただきます。

では、日程につきましてはこの順番でよろしいですね。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、議員派遣について、局長のほうから説明いただきます。

○事務局長（佐藤俊幸君） 今回、一番最後に議員派遣の件について、こちら25日の大崎広域の議員研修会、希望で映画上映ですか、そちらのほうに御参加の申込みを何人かいただいております。この件について、議員派遣の承認を取るといった内容でございます。

○委員長（村松秀雄君） ということで、3月25日の大崎広域の政務活動費についての映画ですね、これについて申込者があるということなので、最後に議長のほうから各議員についての承認をいただくということでございます。よろしいでしょうか。（「はい」「何人」の声あり）

○事務局長（佐藤俊幸君） 7人です。

○委員長（村松秀雄君） では、その他はありますか。（「ありません」の声あり）

なければ、終わりたいと思います。

副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（平吹俊雄君） 3月22日、3月会議終了でございますので、無事終了しますように、議員方々の御協力をお願いいたします。本日はどうも御苦労さまでした。

午後5時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和3年3月18日

委員長